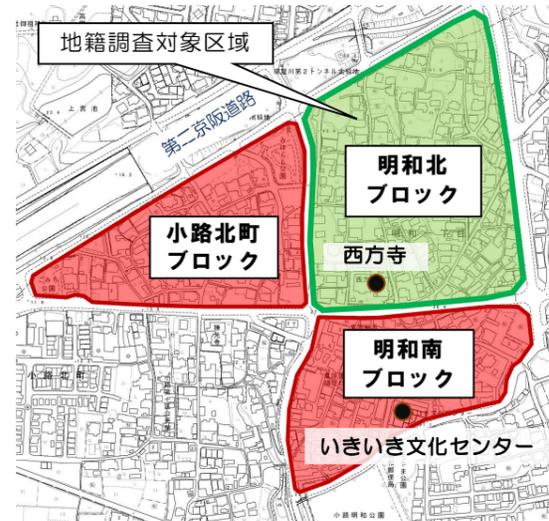


まちなか再生エリア内にて地籍調査を行います（市からお知らせ）

8月頃から、寝屋川市が、まちなか再生エリア内の一部（**明和北ブロック**）にて「地籍調査」を行います。（対象区域は右図参照）

ついては、土地所有者の方を対象にした地籍調査の説明会を、**7月30日（火）19時**から、**いきいき文化センター3階集会室**にて行います。

また、明和南ブロックと小路北町ブロックについては、平成26年以降に予定している地籍調査のための事前調査が行われます。説明会の日程については、後日お知らせします。



地籍調査とは？

地籍調査は、土地に関する基礎的な調査であり、土地の実態を正確に把握するため、それぞれの土地について、所有者・地番・地目の調査や土地の境界の確認、面積の測量を行い、その結果に基づいて正確な地図を作成します。これらの内容は、登記所（法務局）に送られ、登記簿に記載されている情報を正確なものに更新することができます。

なぜ地籍調査を行うの？

境界を確認することで個人の土地（財産）を明確にするのはもちろんですが、道路整備などの工事を行う際には、土地の場所や、所有者が誰であるのかなどを把握できなければ、スムーズに工事を進めることができません。このように、よりよいまちづくりを行うためにも地籍調査を行う必要があります。

地籍調査の効果

万が一、地震や水害などの災害が起きた場合でも、正確に境界の位置を復元することができるため、復旧活動にすばやく対応することが可能となります。

地籍調査のための費用について

この調査は市が実施するため、**住民の方々には費用負担はありません**。ただし、境界の立会い等にかかる交通費などの費用は個人負担となります。（※事前調査の場合は、立会いに出席していただく必要はありません。）

編集後記

25年3月に『まちづくり整備計画（案）』が完成し、これから寝屋川市が地籍調査を実施します。よりよいまちづくりに向けて前進していきますので、今後とも、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

これから暑さが厳しくなりますので、お身体にはお気をつけてください。

【まちづくりだよりの問い合わせ先について】

寝屋川市まち政策部まちづくり事業推進室

- 電話：072-824-1181（代表）
- FAX：072-825-2618
- Email：machi-sui@city.neyagawa.osaka.jp



ふるさとリーサム地区 まちづくりだより

第5号（平成25年7月15日発行）

発行：ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会
ふるさとリーサム地区まちづくり協議会

地区名称の由来…子や孫が帰ってきたいくなる活気のあるまちづくりを進めることから名づけられました。リーサムの「リ」は英語で戻る・帰るという意味の「リターン」を、「サム」は小路北町（S）・打上新町（U）・明和（M）の頭文字を指します。

まちづくり協議会役員会を開催しました

平成25年度に入り、今までに計2回の役員会を開催しました。

平成25年度第1回役員会 4月17日（火）

今年度の活動計画と、まちづくり整備計画（案）についての内容を確認しました。（まちづくり整備計画（案）については次ページ参照）また、昨年度に引き続き、地区計画や今年行う予定の地籍調査（詳細は最終ページ参照）について勉強会を行いました。

平成25年度第2回役員会 7月2日（火）

前回に引き続き、地籍調査の内容について勉強会を行いました。また、寝屋川市から地籍調査の説明会の開催や今後のスケジュールについて説明が行われ、協議、確認をしました。まちづくりだよりの内容について、協議、確認を行いました。

まちづくりの活動経緯・内容について説明を行います

市が行う地籍調査の説明会（詳細は最終ページ）が終わってから、**まちづくり協議会から、これまでのまちづくりの活動の経緯や内容についての説明会**を行います。

土地をお持ちの方だけでなく、借地・借家の方など、**地域にお住まいの方も**ぜひご参加下さいますようお願いいたします。



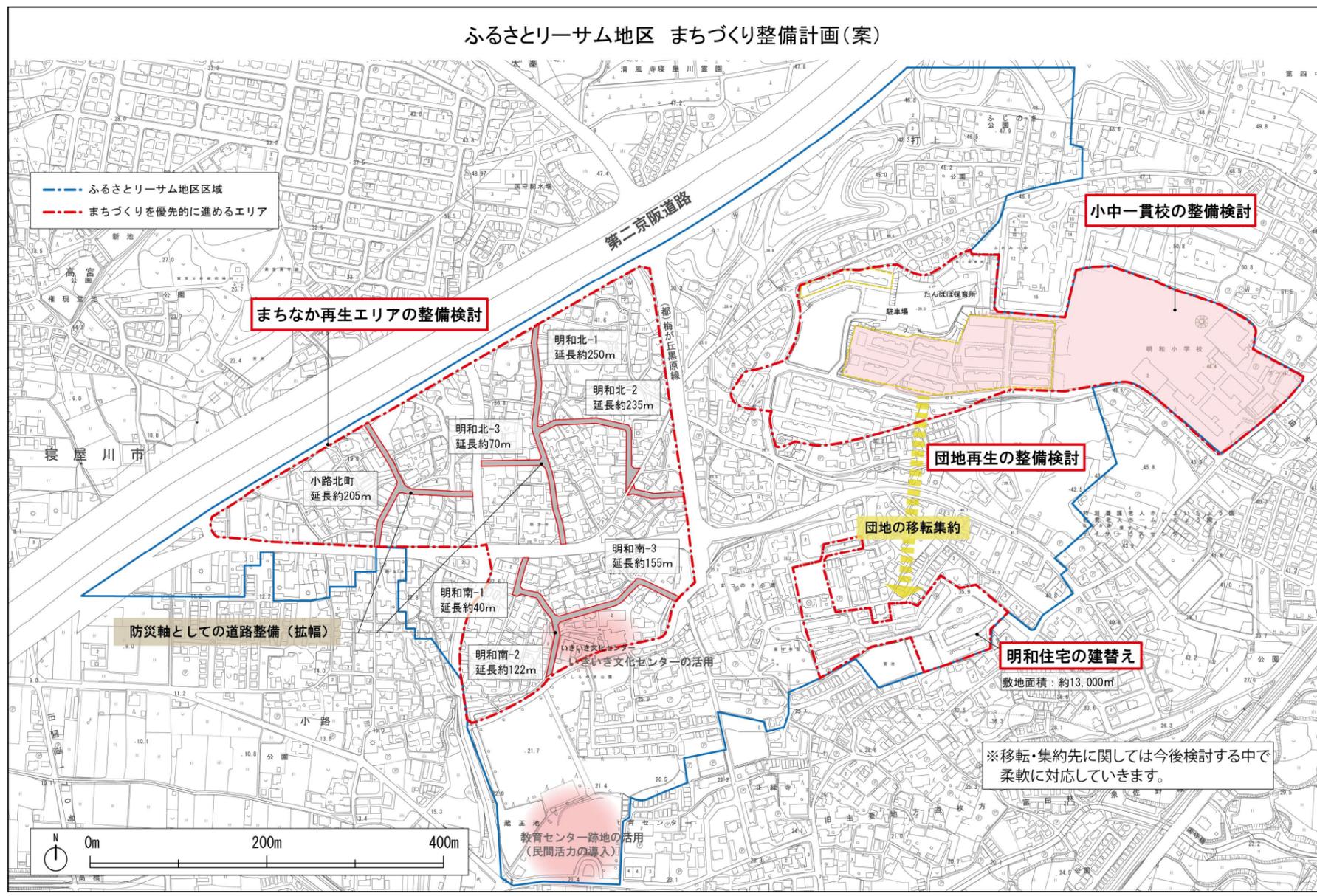
改良住宅4号棟の取り壊し（除却）工事が始まります（市からお知らせ）

改良住宅4号棟の取り壊し（除却）工事が行われますので、付近の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。（取り壊し（除却）の工事完了は9月末の予定です。）



ふるさとリーサム地区まちづくり整備計画（案）を作成しました

昨年度より、まちづくりを考える会・まちづくり協議会にて検討を重ね、寝屋川市の協力のもと、『ふるさとリーサム地区まちづくり整備計画（案）』を作成しました。



地区計画とは？

一般的にまちづくりは、用途地域などの都市計画をもとにして進められ、都市計画法や建築基準法などの法律によって規制されています。しかし、これらは最低限の守るべき内容であり、この内容だけで暮らしやすい環境がつけられるとは限りません。

地区計画とは、住民の方々の身近な地区で、その地区の将来に向けてのまちづくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行ったりする場合に守らなくてはならない地区独自の制限を、都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを進めていく制度です。

地区計画では、次のようなまちづくりのルールについて決めることができます。

① 地区施設の配置及び規模

皆さんが利用する道路、公園、広場、遊歩道などを、どこにどう作るかを決めます。

② 建物の建て方やまちなみのルール

建物の使い方、大きさ、高さ、土地の大きさ、建物を建てる位置や外構の種類などを決めます。

地区計画は、皆さんが中心となり進めるまちづくりです。地区計画の案を作るには、関係権利者の意見を十分に反映させることが大切です。

おしら

ふじのき公園の廃止及び第二京阪道路蓋掛け部分の工事内容（（仮称）自転車駅、自転車保管場所、公園）について、寝屋川市と協議し、了承しました。

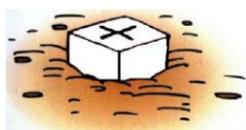


まめ知識 地籍調査の流れ

イラスト出典：国土交通省地籍調査 WEB サイト

事業年度

- 所有者による境界確認
- 一筆地調査（現地調査）
- 地籍測量



所有者が、一筆地調査の前に、隣接の所有者と境界の確認を行います。（現地調査までに終わってください）



一筆（人為的に分けた土地の区画）ごとに、所有者の立会いのもと、所有者名、地番、境界などの確認を行います。



一筆ごとに正確な測量を行います。その結果を基に正確な地図（地籍図）を作るとともに、各筆の面積を出します。

次年度

- 成果の確認・閲覧
- 登記所への送付



地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤りなどがあれば訂正する機会を設けます。



登記所では、土地登記簿が正確なものに書き改められ、地籍図が備え付けられます。